

事務所案内

Office Information



社会保険労務士法人・行政書士

和田修事務所

ごあいさつ

まず第一に相談できる事務所を目指して

当事務所は平成17年に松山市で開業いたしました。以来、顧問先企業をはじめ、多くの定期関与先企業、ご依頼企業へ労務・総務・法務サービスをご提供しております。

「とても助かりました」

「先生、いつもの確かつ丁寧なアドバイスありがとうございます」

など感謝のお言葉をいただくことも非常に多く、とてもうれしく充実した気持ちで日々の業務を行っております。私自身この仕事を天職に感じております。

当事務所は開業以来一貫して、「まず第一に相談できる事務所」「何でも気軽に聞ける事務所」を目指しておりますが、現在もその心境は全く変わっておりません。

現在は所長の私と勤務社会保険労務士1名、正職員数名、パート職員数名体制で活動しております。とかく一般的に固く、相談しづらいイメージのある士業事務所ですが、当事務所ではフットワークの軽さ、対応の良さ、物腰の柔らかさを常に意識して業務にあたっております。

おかげさまでお客様からお客様をご紹介いただくことも多く、税理士や司法書士などの各士業の先生からも多くお客様のご紹介をいただいております。

経営者の方が経営に専念できるよう、当事務所はこれからも尽力して参ります。経営に専念することで御社の安定経営、発展につながれば当事務所として幸いに思います。

社会保険労務士法人・行政書士 和田修事務所

所長 和田 修

Profile

和田 修 (わだ おさむ)

■ 昭和56年 松山市生まれ／愛媛県立松山南高校卒業／金沢大学法学部卒業

■ 経 歴 ■

大学卒業後、23歳の時に行政書士事務所開業、その2年後には社会保険労務士も登録し、両業務に従事しています。

開業当初から一貫して、中小企業向けに特化して業務を行っております。

行政書士

- 平成17年登録 第05390293号
- 愛媛県行政書士会会員

社会保険労務士

- 平成19年登録 第3807007号
- 愛媛県社会保険労務士会会員
- 特定社会保険労務士登録 (令和2年)



中小企業 経営者の方へ

当事務所は中小企業の経営者の立場に立って、物事を考え、問題解決ができるようご提案させていただきます。私自身経営者でもあります。経営者という仕事は非常に大変で、かつ孤独です。労働基準法等労働者を保護する法律は多々ありますが、経営者を保護する法律は我が国にはひとつもありません。そうした法律上保護を受けない中小企業の経営者の方のお力に少しでもなればと考えております。

こころのこもった ワンストップサービス をご提供します

当事務所は行政書士、社会保険労務士の両分野の業務に対応しておりますので、多くのワンストップ、縦断的に相談対応できる体制を整えております。またご希望に応じて税理士等の他士業や専門家を紹介させていただきます。

なんでもお気軽に ご相談いただける 事務所であり続けます

当事務所では、なんでもお気軽にご相談いただける事務所として、開業以来心がけております。「こんな小さいこと相談して大丈夫かな」と思われず、なんでもご相談ください。ちょっと相談したいことがある、困ったことがある。そんな時に一番にご相談していただける社外専門アドバイザーでありたいと思います。

当事務所の



基本方針

事務処理も フットワーク軽く 迅速かつ正確に 対応させていただきます

当事務所では、書類作成業務を迅速かつ正確に対応させていただきます。社内の労力削減を図ります。

常に中小企業の 経営者の立場にたつて 業務を行います

当事務所は開所以来、中小企業からのご相談、ご依頼を専門に行ってきました。これからも中小企業の経営者の方の立場に立って、物事を考え、的確に対応させていただきます。

わたしたちにお手伝いできること

当事務所では、中小企業または創業予定者の方を専門にサービスをご提供しております。さまざまな法務・総務に関するサービスを通じて、愛媛県内の中小企業の経営者の方が本業に専念できる環境づくりをサポートさせていただきます。

ご提供サービス一覧

労務顧問契約

御社の社外専門家・相談役。各種相談、各種書類作成承ります。

就業規則作成

御社にあわせてオーダーメイド。未然に労働トラブルを防止します。

給与計算代行

安心・確実・コスト削減。国家資格者の社会保険労務士が代行します。

役所是正対応・労働条件見直し

労働基準監督署等からの是正指導に的確に対応いたします。

会社設立代行

株式会社・合同会社完全対応。電子定款対応で印紙代が不要に。

建設業許可申請代行

複雑・難解な許可申請を代行。資格がない場合も、まずご相談ください。

一般社団法人設立

福祉団体・業界団体・親睦会など、非営利型法人設立のお手伝い。

障がい・福祉事業所新規指定申請

生活介護・就労継続支援・放課後デイサービスなど、障害者総合支援法・児童福祉法に対応。

派遣業・有料職業紹介新規許可申請

愛媛県内の労働者派遣業・有料職業紹介申請に対応。許可取得後も対応可能です。



社会保険労務士の顧問契約とは



顧問契約いただくと、このようなサービスを提供します。

税理士さんの顧問契約はわかるけど、社会保険労務士の顧問契約に関してはなかなかイメージのわからない方も多いかと思います。

そこで当事務所と顧問契約いただけるとどのようなことがあるのかを、具体的な会社業務を例に、一部ですがご紹介させていただきます。

☑ 社員の入社手続き（各種保険・雇用契約書）

社員を雇い入れる場合、各種手続きが必要になります。大きく分けて、雇用契約書の作成と各種保険の加入手続きが必要になります。雇用契約書の作成及び各種保険の加入手続きを代行します。

雇用契約書の作成 …………… 働いてもらうにあたって、勤務時間、休日、賃金、手当などの条件を書面にまとめて、会社と本人でそれぞれ保管します。こうすることによって、言った言わない、条件が違うなどのトラブルを未然に防止することができます。

各種保険の加入 …………… 一定時間以上勤務する場合は、雇用保険または社会保険の加入手続きが必要です。

☑ 毎月の給与計算・役員報酬の計算（希望の方のみオプション）

給与計算は毎月必ず行わなければならない会社の代表的な事務作業となります。しかしながら給与計算は高度な専門的知識を要する場合も多くあります。

当事務所ではご希望の事業所には、専門家として給与計算を代行しております。

* 年末調整事務は税理士事務所、会計事務所または御社でのご対応となります。



☑ 社員の退社手続き（各種保険・離職票等）

社員が退社するときも各種手続きが必要になります。雇用保険や社会保険に入っていた場合は、それらを止める手続きが必要です。失業保険を受けたい場合は、離職票を発行してハローワークで手続きを行う必要もあります。

☑ 各種変更届・育児休業・介護休業関係など

扶養家族が増えた、給与が上がった、育児休業を取得することになったなど変更が生じたときにはその都度届出が必要になります。

☑ 労働保険年度更新・社会保険算定基礎

労働保険（労災・雇用）、社会保険（健康・厚生）ともに年1回更新手続きが必要です。顧問先であっても、別途料金が必要な社労士事務所が多いですが、当事務所では追加料金なしの無料で手続きを行っております。

☑ 36協定等各種協定の相談・作成・役所への提出代行

時間外労働・休日労働を行う場合には、労働基準監督署に36協定の届出をしておかなければ時間外労働や休日労働をさせることはできません。

☑ 変形労働時間の相談・設定・書類作成・役所への提出代行

日本の労働基準法では原則1日は8時間、1週間は40時間労働が原則と定められておりますが、この原則通りではなかなか厳しい業種もあります。

そうした場合に1年単位の変形労働時間をはじめ、労働基準法では各種の変形労働時間が認められております。御社に最適な働き方をご提案させていただきます。

☑ 役所の調査対応（労働基準監督署・年金事務所）

役所から会社への調査が入る場合があります。会社に入る調査としては、主に3通りあります。

- 税務調査→税務署から 税理士さんが担当
- 年金事務所の調査
- 労働局・労働基準監督署の調査

会社に来る3大調査のうち2つは当事務所が同行又は代理対応させていただきますのでご安心ください。



☑ 労災事故対応（医療機関・役所）

仕事中や通勤中にケガなどをされると労災になります。労災は健康保険証を使えませんので、専門的な手続きが別途必要です。医療機関、薬局、役所への届出・対応を一括して当事務所が対応します。

☑ 助成金の申請対応

助成金に関しては、当事務所は顧問先に関しては、着手金をいただいておらず、成功報酬のみで対応させていただきます。

☑ 労働問題の各種相談

会社を運営していると、社員との間で予期せぬトラブルに巻き込まれることがあります。そうした場合に、専門的な観点から会社にとって最善の方法をご提案させていただきます。

<トラブルの一例>

- 突然会社に来なくなった
- 無駄に残業をしていて帰らない
- 遅刻が多い
- 勤務成績が悪いのでやめてもらいたい など

☑ 会社諸手続きの相談

会社を運営しておりますと、様々な手続きや届け出が必要になる場合もあります。当事務所に対応できる案件やご説明できる案件に関しては、速やかに対応させていただきます。

* 税務申告書の作成や訴訟など他の士業で代行為禁止されているものは除きます。

その場合は各種専門家をご紹介します（弁護士・司法書士・税理士など）。



☑ 日常業務の相談・社長の相談

その他、会社日常業務でご不明な点や心配な点、聞いてみたい点がございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。親身に対応させていただきます。

☑ 他業務報酬の割引

当事務所と顧問契約をいただくと、就業規則作成など顧問契約には含まれない業務に関しても、通常に比べて報酬が大幅に値引きとなります。

- 平成17年(2005年) 3月 ◆ 行政書士事務所を松山市永代町に開所。代表23歳。
会社設立業務、建設業許可申請を中心に業務を開始しました。
- 平成19年(2007年) 9月 ◆ 社会保険労務士を登録、両資格での業務を開始
会社の立ち上げだけではなく、その後の労働保険・社会保険手続も対応できるようになりました。
- 平成20年(2008年) 6月 ◆ 給与計算業務を開始
はじめてお客様と顧問契約を結び、本格的に社会保険労務士として相談業務も専門的に行うようになりました。
- 平成20年(2008年) 8月 ◆ 就業規則作成業務を開始
就業規則作成業務もこの年から専門的に行うようになりました。
社長の思いや社風を考慮して1社ずつオーダーメイドでご提案、作成させていただいております。
- 平成21年(2009年) 4月 ◆ 事務所移転
事務所を松山市北斎院町に移転し、今までご不便をおかけしていた駐車場の問題を解決しました。
移転を機にこれまで以上に毎年多くのお客様と出会い、ご相談件数、ご契約件数も年々増えていきました。
- 平成24年(2012年) 4月 ◆ 事務所スペース拡張
業務量の増加により、事務所が手狭になってきたため、相談スペース、作業スペースを拡張しました。
- 平成25年(2013年) 3月 ◆ 正職員採用
業務量が一人ではなかなか対応できないレベルになりましたので、社会保険労務士の有資格者を正職員として採用しました。
- 令和 4年(2022年) 8月 ◆ 事務所新築
現在の松山市山西町に事務所を移転しました。
- 令和 7年(2025年) 1月 ◆ 社会保険労務士事務所を法人化しました。



社会保険労務士法人・行政書士 和田修事務所

〒791-8026 愛媛県松山市山西町709番地 1

☎ 089-994-6677 FAX 089-994-6676

平日(月~金) 9:00~16:00 (土日祝定休)

✉ info1@wada-office.co.jp ●メールは24時間受け付けております。

🌐 <https://wada-office.co.jp>

完全
予約制

当事務所は完全予約制となっておりますので、ご相談・ご依頼にてご来所の場合は、お電話・メール等で、事前にご予約をお願いいたします。



電車で

伊予鉄道高浜線山西駅降りてすぐ



バスで

いよつバス山西バス停から徒歩5分



お車で

当事務所敷地内に駐車場3台分完備



- スタッフ | 所長1名
正職員3名(うち1名社会保険労務士)
パート職員4名

- 営業地域 | 愛媛県内全域(四国中央市~愛南町)